

## 健康保険・年金制度加入のための書類をご用意ください

地方職員共済組合千葉県支部

千葉県職員（正規職員）として採用された方は、地方職員共済組合千葉県支部の組合員になります。地方職員共済組合は、公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与すること等を目的として設けられた制度で、短期給付（健康保険）、長期給付（厚生年金）などを行っています。

皆さんの加入手続をスムーズに行うため、入庁までに以下の書類をご用意ください。

### ● 基礎年金番号通知書または年金手帳

紛失している場合は、日本年金機構（年金事務所等）に再発行を依頼してください。  
なお、入庁時に20歳未満の方（前職で厚生年金に加入した経歴のある方、遺族年金の受給権のある方を除く）は、基礎年金番号が付番されていないので必要ありません。

### ● マイナンバーカード

新たに発行を受ける場合は、住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

### ■ マイナンバーカードをお持ちでない方へ

千葉県では、県民へのマイナンバーカード取得のお願いに取り組んでおり、まずは県職員自身がマイナンバーカードを取得し、その利便性を理解することが大変重要です。まだ取得していない方は取得するようお願いいたします。

また、令和6年12月2日以降、紙の保険証が廃止され、マイナ保険証に一本化されました。マイナ保険証の発行にはマイナンバーカードの取得と健康保険証利用登録が必要です。

マイナンバーカード未取得の方は、入庁時の組合員資格取得手続の際にマイナンバー確認のため他の書類の提出が必要となります。入庁前の取得をお願いいたします。

※ 入庁時に引っ越しをした場合は、住民登録の場所と実際の居所が一致するよう、速やかに市区町村窓口で手続を行ってください。

問い合わせ先

千葉県総務部総務ワークステーション給付班（地方職員共済組合千葉県支部）

電話：043-307-1860

E-mail：dx-kyufu@mz.pref.chiba.lg.jp